

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年12月16日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 3 国名：ミャンマー 担当：経済基盤開発部  
案件名：少数民族のための南東部地域総合開発計画プロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件）

1 契約予定期間：2014年1月下旬～2015年5月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における地域開発又は平和構築支援に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月25日から2013年12月27日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月25日から2014年1月6日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年1月14日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 1月下旬
- (5) 契約交渉 : 1月下旬

5 業務の目的

2011年3月に発足したミャンマー新政権は民主化・国民和解に向けた動きを積極的に進めており、国境地域の少数民族武装勢力との停戦合意、政治対話も実施されている。中でも、63年間戦闘を継続していたKNU(カレン民族同盟)とは2012年1月に停戦合意が締結され、KNUの活動地域であるカレン州にはタイ国境を越えて避難していた難民（2012年時点で約12万人）や国内避難民の帰還も期待される。

カレン州における63年間の武力紛争の結果、難民・IDPの流出、治安悪化による連邦政府のアクセス制限による開発の遅れ、地雷埋設問題等様々な課題が生じている。特に、道路ネットワークを始めとしたインフラは十分整備されているとは言えず、難民・IDPの帰還を妨げており、地域経済発展の障害となっている。また、帰還民の雇用の受け皿となる産業も未発達の状態である。難民やIDPの帰還・定着に向けて、生活基盤整備や生計向上手段の確保を支援することが、復興のみならず、その地域、ひいてはミャンマー全体の経済発展・平和構築を後押しすることとなると考えられる。

JICAは、2013年2月から10月にかけて、「少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査（以下、「協力プログラム準備調査」）」を実施し、同地域の開発課題を分析し、中長期的な開発の方向性について検討するとともに、優先度の高い事業について調査を実施し、日本政府支援を想定した将来の協力案件形成にかかる調査も行った。また、難民・IDPの帰還・定着を支援するために、帰還・定着に係る促進・阻害要因の分析と緊急支援ニーズの把握を行った。協力プログラム準備調査の結果、少数民族を含めた地域住民の意向を反映した南東部地域開発計画策定を支援し、東西経済回廊等、地域ポテンシャルを最大限に活かす方向で協力プログラムの策定を行う必要性が高いとされた。また、タイ国境からの難民の本格的帰還は開始されていないものの、IDPが帰還し、州政府・少数民族グループが協働してコミュニティ開発を進めている地域があることも確認された。しかし、依然として政府と少数民族の間で不信感もあり、そのことが国内避難民や難民の帰還がスムーズに行われていない要因と考えられている。

こうした状況のもと、本プロジェクトは、帰還民を含めた住民の基礎的サービスの提供に必要な生活インフラ・生計向上に資する緊急パイロット事業を含む帰還・定着計画と、少数民族のための地域総合開発計画策定を、関係者の対話の場を確保しつつ支援することを目的とする。これにより、関係者の信頼醸成さらには国内避難民及び難民の帰還・定着につながり、同地域の平和構築及び紛争予防のモメンタムの維持、推進を支援する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

カレン州・モン州全域（42,438km<sup>2</sup>）。ただし、調査の対象範囲には、タングーリ地域ダウェイ市付近、タイ側を含むミャンマーとタイの国境地域（スリーパゴタパス、メソット）を含む。

(2) 業務内容

【地域開発】

- 1) 関連政策、上位計画のレビュー、キャパシティギャップアセスメント
- 2) 現地踏査、周辺地域調査（ダウェイ、タイ国メソット、スリーパゴタパス等）、各セクター の状況調査
- 3) 他ドナー等の活動状況レビュー
- 4) 調査中間結果のとりまとめ、優先プロジェクト候補の検討

- 5) 関係者での開発ビジョンの共有、地域としての開発の方向性、優先プロジェクトの協議
- 6) 地域としての開発の方向性の検討
- 7) 各州の開発計画の骨子作成
  - ・土地利用計画
  - ・インフラ整備(道路、鉄道、港湾、内陸水運、小水力発電等、上水、保健、人材育成、教育、職業訓練)等
  - ・農業、農産品加工
- 8) 優先プロジェクト(地域開発分野)の選定、プロジェクトプロファイルの作成
- 9) Pre-F/S の実施
- 10) 以下で策定する帰還定着支援/コミュニティ開発計画の取り込み
- 11) 地域総合開発計画の策定(5 ヶ年毎、年度毎の州の開発計画へのインプット)

#### 【帰還定着支援/コミュニティ開発計画】

- 1) 関連政策、上位計画のレビュー、キャパシティギャップアセスメント
- 2) 現地踏査(カレン州北部はプロジェクト開始後その可否を慎重に検討する)
- 3) 他ドナー等の活動状況レビュー
- 4) 調査中間結果のとりまとめ、優先パイロットプロジェクト候補の検討
- 5) 関係者での開発ビジョンの共有、帰還・定着支援/コミュニティ開発計画の方向性、優先パイロットプロジェクトの協議
- 6) 帰還先ビレッジ(集落)へのアウトリーチを支援する拠点サブタウンシップ(村)の機能強化、タウンシップ(町)とのアクセス改善等の検討
- 7) パイロットプロジェクト、優先プロジェクト(帰還定着支援/コミュニティ開発分野)選定のクライテリア検討
- 8) パイロットプロジェクト、優先プロジェクトの選定
- 9) パイロットプロジェクトの実施、管理
- 10) パイロットプロジェクトの評価、帰還・定着支援/コミュニティ開発のためのガイドラインのとりまとめ
- 11) 帰還定着支援/コミュニティ開発計画の策定、地域総合開発計画へのインプット

#### 7 成果品等

- 1) インセプション・レポート(2014年1月下旬)
- 2) プロGRESS・レポート(2014年5月下旬)
- 3) インテリム・レポート(2014年9月下旬)
- 4) ドラフト・ファイナル・レポート(2015年3月中旬)
- 5) ファイナル・レポート(2015年5月下旬)

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/住民参加(評価対象予定者)
- 2) 地域総合開発計画(評価対象予定者)
- 3) 帰還・定着計画
- 4) コミュニティ開発計画
- 5) 平和構築/リスク管理・モニタリング
- 6) コミュニティ施設計画
- 7) コミュニティ施設施工計画/積算
- 8) パイロットプロジェクト管理
- 9) 社会経済フレームワーク/経済開発
- 10) 土地利用計画/GIS
- 11) 陸上交通計画
- 12) 水上交通計画
- 13) 道路計画/橋梁計画
- 14) 社会開発計画
- 15) 農業開発/農産品加工
- 16) 水資源開発
- 17) 職業訓練
- 18) 土地利用計画/GIS
- 19) 経済財務分析
- 20) 環境社会配慮
- 21) インフラ施工計画/積算

#### 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2012年5月から7月にかけて「少数民族地域支援に係る情報収集・確認調査」を実施済
- ・2013年2月から10月にかけて「少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査」を実施済
- ・2013年11月にR/D署名済

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。

